

研究・技術協力

民間企業や大学・研究機関の皆様からのご要望に応じて、
共同研究・技術指導などを行っています

共同研究

民間企業や大学・研究機関と理研が共同で研究を行う制度



主な実施条件

- 期 間：協議のうえ定める期間
- 研究費：研究分担に応じて決定。共同研究費(一部負担金)が必要となる場合あり(民間企業は原則として必要)。
- 特許権等の帰属：共同でなした場合は原則として共有

事務手続き

- 1 事前協議：共同研究実施の可能性および契約条件等について申込者・研究室等と協議
- 2 提出書類：申込者側からの提出書類なし(担当研究室が「共同研究計画書」を作成)
- 3 共同研究契約を締結

技術指導

理研が所有する技術等を民間企業等に指導する制度



主な実施条件

- 期 間：協議のうえ定める期間
- 技 術 指 導 料：実費相当額。支払いは原則として契約時一括払い
- 特許権等の帰属：新規発明がなされた場合、速やかに通知。取扱いについて協議

事務手続き

- 1 事前協議：技術指導の可能性、実施条件を事前に研究室等と協議
- 2 提出書類：「技術指導申込書」
- 3 技術指導契約を締結

MTA

研究成果有体物を提供する制度



主な実施条件

- 提供料：有償または無償
- 特許権等の帰属：対象物によるため協議

事務手続き

- 1 事前協議：提供の可能性(第三者の権利確認含む)、提供条件を事前に研究室等と協議
- 2 提出書類：申込者側からの提出書類なし(有償の場合、担当研究室が「研究成果有体物有償提供申込書」を作成)
- 3 M T A (Material Transfer Agreement) を締結

委託研究員

民間企業からその社員を委託研究員として受入れ、研究または技術の習得を指導する制度



主な実施条件

- 期 間：通常1年以内(期間更新可能)
- 受託料：月額15万円(税込)。ただし、特別に多額の費用を必要とする場合は、別にその実費を負担。支払いは原則として契約時一括払い。
- 特許権等の帰属：理研に帰属

事務手続き

- 1 事前協議：委託事項の実施の可能性と契約条件等について研究室等と協議
- 2 提出書類：「委託研究員申込書」、「委託研究員身元保証書」及び「略歴書」
- 3 「承諾書」を発行し、委託研究員の受け入れを開始

受託研究

民間企業や大学・研究機関から研究の受託を行う制度



主な実施条件

- 期 間：協議のうえ定める期間
- 受託料等：実費相当額。支払いは原則として契約時一括払い
- 特許権等の帰属：原則として理研に帰属
- 特許権等の実施許諾：希望により協議の上、委託者またはその指定者に実施許諾
- 委託研究員の受入れ：委託者から委託研究員の受け入れ可能

事務手続き

- 1 事前協議：受託の可能性、実施条件を事前に研究室等と協議
- 2 提出書類：「試験研究委託申込書」
- 3 試験研究受託契約を締結

受託試験

民間企業や大学・研究機関が理研の試験技術を活用するための制度



主な実施条件

- 期 間：協議のうえ定める期間
- 受託試験料：実費相当額。支払いは原則として契約時一括払い。

事務手続き

- 1 事前協議：受託の可能性、実施条件を事前に研究室等と協議
- 2 提出書類：「受託試験申込書」
- 3 請書・請求書を送付
受託試験料入金確認後、試験を開始
- 4 受託試験終了後、報告書を送付

受託分析

民間企業や大学・研究機関が理研の化学分析技術を活用するための制度



分析の種類

- 有機微量分析、有機元素定量分析、金属分析などのセミマイクロ分析、元素の定性および定量分析、陽イオン・陰イオンの定性および定量分析。痕跡分析は、一般的にはお引受けできません。

事務手続き

- 1 事前協議：分析可能性、分析終了の時期、受託分析料、受託分析料納付期日等を、創発物性科学研究センター 物質評価支援ユニットにご相談ください。
- 2 提出書類：「化学分析申込書」(1検体につき1枚必要)
- 3 請書を送付
- 4 分析終了後、報告書と請求書を送付

管理費

共同研究費や受託料等には、共同研究等を実施する研究室が直接必要とする直接経費に加えて、共同研究等の実施に関連して必要と見込まれる研究所全体の経費(光熱水費、人件費等)となる管理費を含みます。(民間企業：直接経費の20%、大学・研究機関：直接経費の10%)

お問い合わせご連絡先

- 理研の特許に関するお問合せ
- 共同研究などの連携に関するお問合せ
- 技術相談に関するお問合せ



t-soudan@riken.jp



詳細はホームページをご参照ください
<https://www.riken.jp/>

